

保護者・ご家族・職員の皆様



社会福祉法人聖母の家
理事長 植木 存

朝夕の吹く風に秋の気配を感じます。まだまだ日中の暑さは続いています。どうかご自愛ください。

さて、この9月で忘れてはならないのが『**防災の日**』です。

■**防災の日**の制定は、1923年9月1日に起こった関東大震災に由来します。この震災は史上最悪未曾有の被害をもたらしました。約10万5千人の死者や行方不明者を出し、その記憶を胸に、防災意識を喚起するために1960年の閣議で9月1日が防災の日に制定されました。

防災の日には、①避難場所②防災用品③連絡手段の3つの「確認」が大切です。避難訓練の実施、防災を考える、非常食を食べるなどの経験は防災の備えを日常的に行うことにつながります。近隣や地域とのつながりを大切にするほか、避難情報を知る、家具類の固定なども大事なことです。ねじが緩んでいないか、器具が劣化していないかなどを点検する日にしてみることはとっても良いことです。

誰一人取り残されることなく災害への備えをすること、防災への意識を高めることは、みんなが『住み続けられるまちづくり』の目標を達成していくことにつながります。みんなの目標にしていきたいと思えます。

また、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの認識を深めて備えをする啓発日が防災の日です。また、防災の日を含む8月30日から9月5日までの1週間は防災週間です。防災に関わる取り組みが全国で行われています。

誰一人取り残されることなく「みんなが『住み続けられるまちづくり』」に、障害のある人の存在は欠くことなどできません。

なぜなら「みんな」は「みんな」「すべての国民」なのですから。

すべて国民は、同じ社会、同じ時代、同じ空の下で生きています。
共に幸せに生きようと願う関係づくり。これこそ私たちの財産です。

